

第7章 ため池に係る水防箇所及び水防活動

第1節 ため池に係る緊急度判定及び分布状況等

1 緊急度の判定

立地条件による緊急度の判定は、ため池設置地点及び下流条件により判定するもので、次によるものとする。

設置地点 \ 下流条件	直下流に人家あり	2 km以内に市街地	農地のみ
	沢溜池	I	I
台地・皿溜池	II	II	IV

2 農業用ため池の分布状況は、次のとおりである。

地域区分	農業用 ため池数	緊急度別の内訳			
		緊急度 I	緊急度 II	緊急度 III	緊急度 IV
清水	19	6	8	3	2
千年	6	5			1
東目屋	5		1		4
船沢	4		1		3
高杉	9		1		8
裾野	41	1	13		27
新和	9		3		6
石川	7		6		1
岩木	23	3	5	1	14
相馬	9	2		7	
計	132	17	38	11	66

3 緊急度の高い農業用ため池一覧（緊急度Ⅰ・Ⅱ）

(1) 緊急度Ⅰ

ため池名	ため池所在地	管理団体	代表者名	規模		
				堤高m	堤長m	貯水量 ^m
清水地区 悪戸堤	悪戸字中野	共同管理	(細部は企画課 保管の計画に よる。)	3.5	50.0	10,000
後山ため池	坂元字山元	共同管理		12.4	105.0	30,000
鶴の子沢堤	小沢字鶴の子沢	共同管理		6.7	174.0	37,000
中 堤	清水富田字寺田	共同管理		3.6	92.0	10,000
中 野 堤	悪戸字中野	共同管理		2.4	80.0	8,000
まわたり池	悪戸字中野	共同管理		4.3	73.0	10,000
千年地区 牛沢ため池	松木平字松元	牛沢水利組合		7.5	202.0	27,000
菖蒲沢堤	大和沢字中岸田	共同管理	5.1	50.0	5,000	
稲刈沢の上	小栗山字鷺の巣	共同管理	5.4	50.0	6,700	
小松ヶ沢溜池	小栗山字稲刈沢	小松ヶ沢水利組合	6.7	95.0	11,500	
芹沢ため池	小栗山字芹沢	芹沢水利組合	5.0	120.0	10,000	
裾野地区 丸勝ため池	十腰内字猿沢	共同管理	3.0	51.0	5,000	
岩木地区 長坂貯留池	五 代	長坂貯水池組合	10.0	40.0	30,000	
朝鮮ため池	常盤野字黒沢	枯木平部落	2.5	120.0	8,000	
うわつづみ	如末瀬字大久保平	大久保水利組合	4.0	52.0	5,500	
相馬地区 大畑ため池	坂市字坂市沢	共同管理	2.8	30.0	4,800	
太平森堤	紙漉沢字山越	共同管理	3.1	52.0	6,480	
計	17					

(2) 緊急度Ⅱ

ため池名	ため池所在地	管理団体	代表者名	規模		
				堤高 m	堤長 m	貯水量 ^{m³}
清水地区 よご沢堤	小沢字山崎	共同管理	(細部は企画課 保管の計画に よる。)	5.3	77.0	2,700
上茂兵衛堤	小沢字大開	茂兵衛水利組合		2.1	73.0	3,000
下茂兵衛堤	小沢字大開	茂兵衛水利組合		4.2	80.0	9,000
井沢堤	小沢字広野	個人管理		3.4	29.0	4,000
小館堤	小沢字根子屋沢	共同管理		2.4	46.0	5,000
佐助堤	小沢字井沢	共同管理		3.5	50.0	3,000
山形堤 2	悪戸字中野	共同管理		3.0	46.0	1,000
新田子堤	小沢字井沢	新田子水利組合		3.0	41.0	7,000
東目屋地区 高野堤	高野字山の越	高野水利組合		5.9	96.0	75,000
船沢地区 七平ため池	中別所字向野	個人管理		6.3	150.0	9,000
高杉地区 赤道堰戸	高杉字神原	弘前北部土地改良区	6.1	81.0	12,000	
裾野地区 三日月池	十腰内字野中	共同管理	3.8	63.0	6,000	
長内堤	十腰内字猿沢	個人管理	3.8	60.0	3,200	
だんご石堤	十面沢字轡	だんご碓氷給	6.2	88.0	35,000	
仁田堤	十面沢字轡	共同管理	2.6	37.0	3,000	
金山 1 号堤	鬼沢字山の越	共同管理	3.5	57.0	5,000	
金山 2 号堤	鬼沢字山の越	共同管理	3.6	48.0	3,000	
金山 3 号堤	鬼沢字山の越	共同管理	3.0	75.0	5,000	
あまぎ沢堤	鬼沢字山の越	共同管理	4.1	58.0	5,000	
下ため池大 開 3	貝沢字沢辺	共同管理	2.8	66.0	1,500	
平田森堤	十腰内字轡	個人管理	2.4	44.0	200	
猿沢溜池	鬼沢字山の越	共同管理	4.4	66.0	4,000	
檜の木溜池 3	檜の木字牧野	鬼檜土地改良区	4.8	164.0	12,000	
高田堤	十腰内字猿沢	個人管理	3.6	70.0	4,000	
新和地区 砂沢溜池上	三和字下池神	砂沢溜池土地改良区	9.5	868.0	1,321,000	
砂沢溜池下	三和字下池神	砂沢溜池土地改良区	5.5	334.0	150,000	
新溜池	三和字下恋塚	共同管理	3.5	112.0	15,000	
石川地区 寺ヶ沢1号溜池	大沢字外寺ヶ沢	共同管理	5.2	39.0	1,100	

寺沢2号溜池	大沢字外寺ヶ沢	共同管理		2.7	49.0	2,000
堤ヶ沢堤上	大沢字寺ヶ沢	桂水利組合		5.4	44.0	3,300
堤ヶ沢堤下	大沢字寺ヶ沢	桂水利組合		3.0	50.0	4,800
新 堤	大沢字寺ヶ沢	桂水利組合		5.6	177.0	15,000
熊の沢池	薬師堂字南熊沢	熊の沢水利組合		8.0	25.0	8,000
岩木地区 高岡溜池	高 岡	共同管理		3.8	78.0	1,900
仮橋沢溜池	葛 原	仮橋沢水利組合		4.2	42.0	13,000
下 堤	葛 原	下堤水利組合		4.0	103.0	8,000
第1小森溜池	百 沢	小森山養魚組合		0	0	2,000
杉山溜池	百沢字東岩木山	杉山増反組合		5.3	5.3	19,800
計	3 8					

第2節 水防活動

1 巡視と警戒

(1) 事前巡視

ため池管理者は、次の事項について巡視、点検をするものとする。

- ア 水門、樋管の点検
- イ 角落し材等応急措置資材の保管状況の確認
- ウ ため池付近のポンプその他工作物の点検

(2) 重点巡視事項

農村整備班及びため池管理者は、現在工事中の箇所、既往の災害箇所、その他必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ
- イ 天端の亀裂又は沈下
- ウ 水門等の状況
- エ 堤防の越水状況
- オ その他の建造物の状況

(3) 警戒の指示

農村整備班は、対策調整班からの気象情報、雨量情報に基づき、ため池管理者に警戒を指示するとともに危険ため池のパトロールを行う。

ため池管理者は、防災上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに農村整備班に報告するものとする。このため気象情報の的確な把握、農村整備班からの指示に基づき、堤防等の状況を警戒し、その実態を常に把握しておくとともに、危険な状態を発見したときは速やかに農村整備班に報告するものとする。

2 決壊の通報等

ため池に係る決壊の通報、水防活動の応援及び費用負担と公用負担については、第6章第3節の各項目の例による。